

# 離婚届の書き方と注意

黒インク又はボールペンで書いてください。

## 離婚届

令和元年5月1日届出

山口県岩国市長殿

|                    |             |      |     |    |     |    |
|--------------------|-------------|------|-----|----|-----|----|
| 受理 令和 年 月 日<br>第 号 | 発送 令和 年 月 日 |      |     |    |     |    |
| 送付 令和 年 月 日<br>第 号 | 長印          |      |     |    |     |    |
| 書類調査               | 戸籍記載        | 記載調査 | 調査票 | 附票 | 住民票 | 通知 |

|                   |                                                                                                                                                                                                                                                         |                    |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| (1) 氏名            | 夫 甲野 太郎                                                                                                                                                                                                                                                 | 妻 甲野 花子            |
| 生年月日              | 昭和45年5月10日                                                                                                                                                                                                                                              | 昭和48年4月20日         |
| 住所                | 山口県岩国市今津町一丁目14番地15号                                                                                                                                                                                                                                     | 山口県岩国市山手町一丁目15番地3号 |
| (2) 本籍            | 山口県岩国市今津町一丁目14番地                                                                                                                                                                                                                                        |                    |
| (3) 離婚の種別         | <input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚<br><input type="checkbox"/> 調停<br><input type="checkbox"/> 審判                                                                                                                                                  |                    |
| 婚姻前の氏に<br>もどる者の本籍 | 山口県岩国市山手町一丁目15番地                                                                                                                                                                                                                                        |                    |
| 未成年の子の氏名          | 甲野 次郎, 甲野 春子                                                                                                                                                                                                                                            |                    |
| 同居の期間             | 平成7年3月から、平成15年9月まで                                                                                                                                                                                                                                      |                    |
| 別居する前の住所          | 山口県岩国市今津町一丁目14番地15号                                                                                                                                                                                                                                     |                    |
| 別居する前の世帯のおもな仕事と   | 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯<br>2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯<br>3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)<br>4. 3にあってはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)<br>5. 1から4にあってはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯<br>6. 仕事をしている者のいない世帯 |                    |
| 夫妻の職業             | 夫の職業                                                                                                                                                                                                                                                    | 妻の職業               |
| その他               |                                                                                                                                                                                                                                                         |                    |
| 届出人               | 夫 甲野 太郎                                                                                                                                                                                                                                                 | 妻 甲野 花子            |
| 署名押印              | 甲野                                                                                                                                                                                                                                                      | 甲野                 |
| 事件簿番号             |                                                                                                                                                                                                                                                         |                    |

消せるペンで記入しないで下さい  
※届書中の押印は任意です

「離婚届を提出する際に必要なもの」

- 離婚届 1通
- 来庁される方の本人確認書類 (運転免許証、パスポート等)

離婚の事実を知っている成年者(18歳以上)の署名が必要です。  
協議離婚のときのみ必要です。

|      |                      |                   |
|------|----------------------|-------------------|
| 証人   | 山川 菊夫                | 丙山 良男             |
| 署名押印 | 山川                   | 丙山                |
| 生年月日 | 昭和25年10月10日          | 昭和30年6月10日        |
| 住所   | 山口県岩国市周東町下久原1209番地1号 | 山口県岩国市玖珂町4993番地2号 |
| 本籍   | 山口県岩国市由宇町中央一丁目1番     | 山口県岩国市錦町広瀬12番地8   |

婚姻中の本籍、筆頭者を書いてください。 ※筆頭者は、戸籍のはじめに記載されている人です。

夫と妻のそれぞれの「実父母」の氏名を書いてください。  
夫が養子の時、妻が養女の時は、養父母の氏名はその他欄に書いてください。

婚姻のときに氏が変わった人は、次の中から選んでください。  
①婚姻前の氏を名のり、婚姻前の戸籍に戻る→もとの戸籍に戻るを。もどる本籍、筆頭者を記載します。  
②婚姻前の氏を名のり、自分で新しい戸籍を作る→新しい戸籍を作るを。新しい本籍、筆頭者を記載します。  
③婚姻中の氏を名のり、自分の新しい戸籍を作る。→記入しないでください。別途「離婚の際に称していた氏を称する届」が必要です。  
※届け出期間は、離婚の日から3ヵ月以内です。

夫婦の間に未成年(18歳未満)の子がいる場合は、親権者をどちらか一方に決めて書いてください。

国勢調査の年のみ記入してください。

【協議離婚のとき】  
婚姻中の氏で各自署名してください。  
【裁判等の離婚のとき】  
申立人又は訴提起者が署名してください。

昼間に連絡のとれる電話番号を必ず記載してください。

【記入上の注意】

- 鉛筆や消えやすいインキ、消せるペンで書かないでください。
- 字は崩さず丁寧に書きください。
- 届書は一通で差支えありません。
- 署名は必ず本人が自署してください。
- 離婚届の「口」には、あてはまるものにのしをつけてください。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。  
・未成年の子がいる場合は、次の口のあてはまるものにしるしをつけてください。  
口面会交流について取決めをしている。  
口まだ決めていない。  
(面会交流: 未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること)

・経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の口のあてはまるものにしるしをつけてください。  
口療育費の分担について取り決めをしている。  
口まだ決めていない。  
(療育費: 経済的に自立している子(例えば、アルバイト等)による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など

詳しくは、各市町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。  
法務省ホームページ([http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00194.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00194.html))にも掲載されています。

〒740-8585

岩国市今津町一丁目14-51

岩国市役所市民課

Tel (0827) 29-5040(直通)